

# 会津若松市自主防災組織設立補助制度のご案内

市では、令和元年度から町内会等の地域で活動する団体が、自主防災組織の設立を目的に活動する場合で一定の基準を満たした団体への補助制度を新設しました。

- ①自分の身は自分で守る 「自助」
- ②地域のことは互いに助け合う 「共助」
- ③市や消防などによる 「公助」



大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の3つが有機的につながることで、被害の軽減を図ることができます。

この制度を活用して、いざというときに備え、地域の防災力を高めていきましょう！

## ◎ 自主防災組織とは

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織です。

## ◎ 対象となる活動の例

・地区防災マップ作り ・地区防災計画作り ・防災資機材の購入 ・防災訓練の実施 など

## ◎ 補助制度の概要

□対象 象：町内会等の単位で活動する団体

□対象経費：組織設立のための活動に係る経費

□補助上限：1団体につき10万円を上限に1回限り  
(内訳：5万円+世帯割「1世帯500円で上限5万円」)

※複数町内会等による合同で実施される場合は、世帯割の上限を「1世帯500円で上限10万円」となります。

□受付期間：令和5年5月1日(月)から

※補助金には限りがありますので、上限に達し次第、締め切らせていただきます。

## ◎ 補助申請の流れ

事前相談 ⇒ 申請書提出 ⇒ 審査(書面) ⇒ 交付決定 ⇒ 事業着手 ⇒ 事業報告

### 【問合せ・事前相談先】

会津若松市役所 市民部 危機管理課 消防防災グループ  
会津若松市東栄町3-46 (本庁舎1階)  
電 話 0242-39-1227 (直通)  
FAX 0242-26-6435